

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

緊急事態宣言の発令に伴う県立学校における部活動について（通知）

令和3年8月2日に、本県において「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、県立学校における部活動での大会参加や練習試合等については、下記のとおりとします。

部活動はこれまで発生した事例から、集団感染や広域的な感染につながる可能性があることを踏まえ、今後も感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

また、各学校においては、一律に活動を中止するのではなく、地域の感染状況に応じ、活動日数や時間を減らすなど、学校ごとに活動内容を工夫するなどの対応をお願いします。

記

- 1 学校での活動（通常の練習）について
 - (1) 部活動ガイドライン及び各学校の部活動の方針により、感染防止対策を徹底して行う。
 - (2) 夏季休業中及び休日は、午前又は午後のどちらか3時間までとし、昼食は挟まない。
 - (3) 登下校時は、友人と会食等の寄り道をせずにまっすぐ帰宅する。
- 2 大会参加について
 - (1) 県外の大会については、高体連・高野連・小中体連・高文連、中央競技団体等が主催する全国大会、東日本大会、関東大会への参加は認める。
 - (2) 上記大会以外の県外の大会への参加については、担当課と事前協議を行う。
 - (3) 県内大会への参加は認める。
 - (4) 遠方で大会が行われるなど宿泊が必要な場合は、感染防止対策が十分に取られている宿泊施設を利用する。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。
 - (5) 移動時は、友人と会食等の寄り道をしない。
- 3 練習試合、演奏会等について
 - (1) 大会時同様に感染防止対策を徹底した上で、県内のみ練習試合等を認めるが、県外チームとの交流は行わない。また、相手校の数や参加する生徒は、必要最小限とする。なお、安全確保が難しい場合は、実施の延期も含め対応を検討する。
 - (2) 県代表として全国大会等への出場が決まった場合は、感染防止対策を徹底した上で、大会までの間の練習試合などの県外遠征及び宿泊を認める。宿泊は、感染防止対策が十分に取られている宿泊施設を利用し、部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。
 - (3) 演奏会や発表会では、観覧者は学校関係者など必要最小限とするとともに、観覧者の間隔を確保するなどの感染防止対策を徹底することとし、安全確保が難しい場合は、実施の延期も含め対応を検討する。
- 4 合宿練習について
 - (1) 学校施設を利用しての校内合宿は行わない。
 - (2) 大会時の宿泊同様に感染防止対策を徹底した上で、県内で、感染防止対策が十分に取られている校外の宿泊施設に宿泊する場合は可とする。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。

【担 当】

教育庁教育振興部	
学習指導課	森田 043-223-4056
特別支援教育課	中田 043-223-4045
体育課	鈴木 043-223-4108